

「成年後見制度」をご存じですか？

成年後見制度って何だろう？

認知症や知的障がい・精神障がいなどの人は、不動産や預貯金などの財産管理、医療や福祉サービスを利用するための手続きや契約が難しい場合があります。また、悪徳商法や詐欺などの被害にあう危険性も高くなります。成年後見制度はこのような判断能力が不十分な人を法律面や生活面で保護・支援する制度です。



成年後見制度と日常生活自立支援事業の違いって何だろう？

日常生活自立支援事業では、書類などの確認や預かりサービス、福祉サービス利用のお手伝いをしたり、銀行からのお金の払い戻しや支払い代行、やりくり相談を行っています。

成年後見制度では、さらに、本人に代わって次のようなことができます。

生活を守るために、介護や福祉サービス、施設入所や医療契約をします。また、必要のない契約をしてしまった場合に、契約を取り消すことができます。



高額な布団や着物を購入しても、成年後見人等が取消することができます。



成年後見人等が代理人としてアパートの入居契約を行います。

こんなお悩みを抱えてる方、ご相談ください！

<p>1つでも当てはまれば 日常生活自立支援事業の利用を検討しよう！</p>	<p>1つでも当てはまれば 成年後見制度の利用を検討しよう！</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスのことで相談したい。 ●手紙の内容がわからなくて手続きに困る。 ●お金のやりくりが大変で困っている。 ●つい、支払いを忘れる。  	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑や通帳、保険証をたびたびなくしてしまう。 ●悪徳商法にひっかかってしまう。 ●認知症の不安があり、近くに相談できる家族などがいない。 ●家族や第三者が勝手に自分の財産を管理している。   

本人以外の家族など身近な人でも相談できます。
電話や窓口で相談をお受けします。必要に応じて自宅に訪問しての相談対応もいたします。

お問い合わせ先：幌延町成年後見支援センター（幌延町社会福祉協議会内）
幌延町地域包括支援センター（保健福祉課 保健グループ）

電話 5-2090
電話 5-1790